

## 学校教育法（抄）

昭和22年3月31日法律第26号  
一部改正：平成19年6月27日法律96号

### 第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

### 第8章 特別支援教育

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

（第2項及び第3項 略）

## 学校教育法施行規則（抄）

昭和22年5月23日文部省令第11号  
一部改正：平成20年3月28日文部科学省令第5号

### 第3章 幼稚園

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

## 「幼稚園教育指導資料」作成委員

荒井恵子	大和郡山市立片桐幼稚園	園長
上野由利子	奈良教育大学附属幼稚園	副園長
友井桂子	高田カトリック幼稚園	園長
中島俊子	天理市立櫛本幼稚園	園長
村上英子	桜井市立桜井南幼稚園	園長

(作成委員の職名等は平成21年度のものである。)

### ※「幼稚園教育指導資料」作成委員会事務局

梅田真寿美	奈良県立教育研究所家庭・幼児教育部	部長
廣岡由美	奈良県立教育研究所家庭・幼児教育部	幼児教育係長
芝田勝也	奈良県立教育研究所家庭・幼児教育部	研究指導主事
熊谷啓子	奈良県立教育研究所家庭・幼児教育部	研究指導主事



平城遷都  
1300年祭  
2010年開催  
公式マスコットキャラクター ぜんとくん  
©Heijo-kyo 1300th Anniv.

